

令和4年
10月1日から

後期高齢者医療制度 医療機関での自己負担割合に2割負担が加わります

☎ 保険課 ☎ 内線2384

75歳以上の方が医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合は「1割」か「3割」ですが、10月1日から「2割」が追加されます。現在1割負担の方のうち、一定以上の所得がある方は、自己負担割合が「2割」になります。

9月30日まで

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

10月1日から

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

現役並み所得者(3割負担)の条件は変わりません。

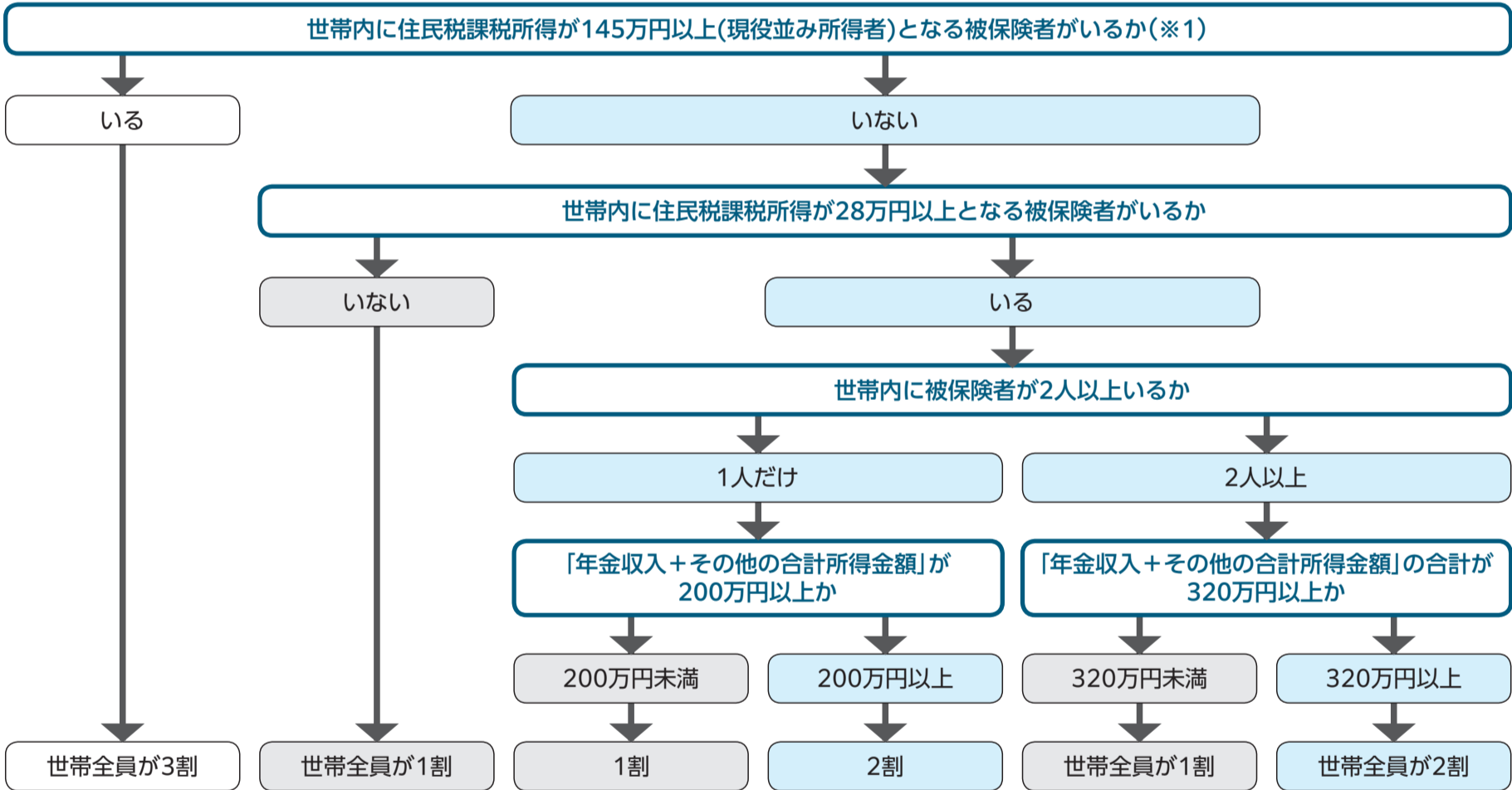
自己負担割合が「1割」だった方のうち、一定以上所得がある方の負担が「2割」になります(被保険者全体の約20%)。

見直しの背景

- 団塊の世代が75歳以上になり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち約4割は現役世代の負担(支援金)で、今後も拡大する見込みです。
- 自己負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

自己負担割合判定チャート

10月1日からの自己負担割合は、4年度の住民税課税所得などから、世帯単位で判定します。



(※1)次のいずれかに該当する場合は、住民税課税所得が145万円以上であっても「現役並み所得者」の対象外となり、上記チャートで「いない」に進みます。

- 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者で、「賦課のもととなる所得金額(総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額)」の合計額が210万円以下
- 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合(基準収入額適用申請(申請書の提出が必要な場合あり)による)
 被保険者が1人：383万円未満(世帯内に70~74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満)
 被保険者が複数：被保険者の収入合計額が520万円未満

2割負担になる方への負担軽減(配慮措置)

急激な自己負担額の増加を抑えるため、10月1日からの3年間、外来医療の負担増加額の上限が1カ月当たり最大3,000円までとなります。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、あらかじめ登録されている金融機関口座に後日支給します。対象となる可能性がある方には、後期高齢者医療広域連合から「高額療養費事前申請書」を送付します。振込先口座の事前登録にご協力ください。

※書類は必ず郵送でお届けします。口座情報などに関する不審な電話や訪問にご注意ください。

●自己負担割合の見直しに関して

☎ 東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
☎0570-086-519(平日午前9時~午後5時)
※「自分は2割負担になるのか」などの質問にはお答えできません。

●制度見直しの背景などに関して

☎ 後期高齢者医療の窓口負担割合に関する厚生労働省コールセンター
☎0120-002-719(日曜日、祝日を除く午前9時~午後6時)